

旅行業法施行令（抄）

（昭和 46 年政令第 338 号）
〔最終改正〕平成 29 年 8 月政令第 228 号

（情報通信の技術を利用する方法）

第 1 条 旅行業者等は、旅行業法（以下「法」という。）第 12 条の 4 第 3 項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、旅行者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た旅行業者等は、旅行者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該旅行者に対し、法第 12 条の 4 第 3 項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該旅行者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第 2 条 前条の規定は、法第 12 条の 5 第 2 項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。

2 前条の規定は、法第 12 条の 5 第 4 項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、前条第 1 項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と、「旅行者」とあるのは「旅行業務に関し取引をする者（旅行者を除く。次項において同じ。）」と、同条第 2 項中「旅行者」とあるのは「旅行業務に関し取引をする者」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法第 30 条第 2 項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、前条中

「旅行業者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」と、「旅行者」とあるのは「旅行サービス手配業務に関し取引をする者」と、同条第 1 項中「国土交通省令・内閣府令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（登録研修機関の登録の有効期間）

第 3 条 法第 12 条の 15 第 1 項（法第 29 条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、3 年とする。

（手数料）

第 4 条 法第 22 条第 1 項の規定により納めなければならない手数料の額は、29,200 円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して更新の登録の申請をする場合にあつては、28,300 円）とする。

2 法第 22 条第 2 項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 総合旅行業務取扱管理者試験 6,500 円
- (2) 国内旅行業務取扱管理者試験 5,800 円
- (3) 地域限定旅行業務取扱管理者試験 5,500 円

3 法第 22 条第 3 項の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅程管理研修の手数料の額は、37,600 円とする。

4 法第 40 条の規定により納めなければならない観光庁長官が行う旅行サービス手配業務取扱管理者研修の手数料の額は、17,900 円とする。

（都道府県が処理する事務）

第 5 条 旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施す

るものに限る。)を実施しないものに限る。)及び旅行業者代理業(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号)第12条第1項前段に規定する観光圏内限定旅行業者代理業を除く。以下この項において同じ。)に関する法第2章第1節(第12条の3を除く。)、第54条第4項及び第61条第2項において準用する第18条第2項、第62条第1項、第64条、第65条第1項及び第2項並びに第70条第1項及び第3項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行業者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

- 2 旅行サービス手配業に関する法第2章第2節、第64条、第65条第1項及び第2項並びに第70条第1項及び第3項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、旅行サービス手配業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、法第70条第1項及び第3項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事務にあつては、観光庁長官が自らその事務を行うことを妨げない。
- 3 旅行業者等が組織する団体に関する法第68条に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。
- 4 旅行業者等が組織する団体(法第41条第2項に規定する旅行業協会を除く。)に関する法第70条第1項に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。
- 5 前各項(第2項ただし書を除く。)の場合においては、法中これらの規定に規定する事務に係る観光庁長官に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

附 則

この政令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行の日(平成30年1月4日)から施行する。